

《 転入された方へ 》

能勢町役場 住民課住民係 電話 072-734-2107(直通)

【役場各施設】

本庁 (能勢町宿野) 本館、西館、南館 **保健福祉センター** (能勢町栗栖)

浄化センター **し尿処理施設** (能勢町下田)

対象となる方	手続きの内容	手続きをする窓口
個人番号カード または住民基本台帳カードをお持ちの方	継続利用処理 を行いますので、 転入届の日から90日以内にご持参ください。 暗証番号を入力していただくことが必須となります。	本庁 本館 1階 住民課 住民係 ☎ 072-734-2107
国民健康保険 の加入者	国民健康保険証加入手続きを14日以内に届出 をしてください。 手続きに必要なものについては、担当課にお問い合わせください。	保健福祉センター 健康増進課 保険医療係 ☎ 072-731-3202
国民年金 の加入者 年金 の受給者	【加入者】 住所変更手続きを14日以内に印鑑、年金手帳を持って、届出 をしてください。 【受給者】 担当窓口で年金受給権者住所変更届書 を受け取っていただき、 年金事務所へ提出 してください。 ただし、日本年金機構に住民票コードが登録されている方は不要になります。	
後期高齢者医療 老人・障がい者・ひとり親家庭・子ども医療 の対象者	後期高齢者医療 については、 14日以内に届出 をしてください。 医療証の対象となる方は担当課で手続きをしてください。 手続きに必要なものについては、担当課にお問い合わせください。	
介護保険 の加入者	【要介護、要支援の認定を受けられている方】 ① 受給資格証明書 を担当窓口へ提出してください。手続きに必要なものについては担当係にお問い合わせください。 ※転入日より14日以内に届出をしてください。 14日を過ぎますと、前住所地で発行された受給資格証明書が無効となり、サービスが受けられなくなります。 ② 負担限度額認定証 を必要とする方は、担当係に申請してください。 【その他の方】 新しい介護保険被保険者証を作ってください。	保健福祉センター 福祉課 包括支援係 ☎ 072-731-2160

対象となる方	手続きの内容	手続きをする窓口
児童手当 の受給者 (公務員を除く)	<p><u>印鑑、厚生年金等の加入者は事業所の年金加入証明(健康保険証等)、前住所地の課税証明書、振込口座のわかるもの</u>を持って、担当窓口で手続きをしてください。</p> <p>※転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。</p> <p>15日を過ぎますと児童手当の認定情報の引き継ぎが出来なくなることがあります。</p>	<p>保健福祉センター</p> <p>福祉課 福祉係</p> <p>☎ 072-731-2150</p>
児童扶養手当 の受給者	<p><u>印鑑、児童扶養手当証書</u>を持って、担当窓口で手続きをしてください。</p>	
特別児童扶養手当 の受給者	<p><u>印鑑、特別児童扶養手当証書</u>を持って、担当窓口で手続きをしてください。</p>	
障害福祉サービス等 の受給者	<p><u>印鑑、手帳、受給者証</u>を持って、担当窓口で手続きをしてください。</p>	
保育所、幼稚園、認定こども園 への入所、入園希望者	<p>手続きに必要なものについて、<u>あらかじめ、担当課にお問い合わせ</u>いただいてから、手続きしてください。</p>	
小中学校の児童生徒	<p><u>在学証明書</u>をもって、<u>担当窓口で転校手続き</u>をしてください。</p> <p>その他、<u>手続きに必要なもの</u>については、<u>担当課にお問い合わせ</u>してください。</p>	<p>本庁 南館 1階</p> <p>学校教育課 学校指導係</p> <p>☎ 072-734-2693</p>
水道 手続き	<p>手続きに必要なものについて、<u>あらかじめ、担当係にお問い合わせ</u>してください。</p>	<p>本庁 西館 2階</p> <p>地域整備課 水道係</p> <p>☎ 072-734-2532</p>
下水道 手続き	<p>手続きに必要なものについて、<u>あらかじめ、担当係にお問い合わせ</u>してください。</p>	<p>浄化センター</p> <p>地域整備課 下水道係</p> <p>☎ 072-734-3403</p>
し尿・浄化槽	<p><u>汲取式トイレのし尿収集、また、浄化槽の点検・清掃等</u>については、し尿処理施設にお問い合わせ下さい。</p>	<p>し尿処理施設</p> <p>☎ 072-731-3089</p>
原動機付自転車 (~125CC)を登録する方	<p><u>印鑑、原動機付自転車の廃車証明書(若しくは、転入前の市区町村のナンバープレートと標識交付証明書)</u>を持って、担当窓口で手続きをしてください。</p>	<p>本庁 本館 1階</p> <p>住民課税務係</p> <p>☎ 072-734-0153</p>
飼犬登録 をされている方	<p>担当窓口で住所変更の手続きをしてください。手続きに必要なものについては担当課にお問い合わせください。</p>	<p>本庁 西館 2階</p> <p>地域振興課美化衛生係</p> <p>☎ 072-734-3171</p>